

問 避難しないと罰則、 憲法違反では

答 国民の権利は尊重されなければ



みすずの会
阿部 功志 議員

問 根本的な質問。そもそも住民が、一企業が起こす原発事故という不始末に全生活を賭けてつきあわねばならない根拠は何か。避難しなければならぬ法的根拠は。

答 原子力災害対策特別措置法、災害対策基本法の規定の読み替えて、人の生命・身体を原子力災害から保護するため。

問 避難しないと罰則、これは憲法違反の疑いがある。罰則の正当性は憲法に照らしてどうだと村は捉えているか。

答 憲法で規定する国民の権利等は尊重・擁護されなければならない

い。罰則は司法の問題。どれも問いをずらし、答えになっていない。村は村民を守る視点を持って避難計画を作っているのか。

答 避難訓練の実施等により、安全確保の実効性向上に努める。

問 小中学校教室へのエアコン設置は

答 来年6月までに小中8校すべてに

問 小中学校普通教室へのエアコン設置の進み具合は。

答 8校すべての普通教室・特別教室に来年6月の供用開始を目途に進める。12月ごろにはリース契約をしたい。



7月の避難訓練
暑かった藤代南中体育館

問 人間らしい 居住空間の避難所を

答 人道対応の国際基準を参考にする



大名 美恵子 議員

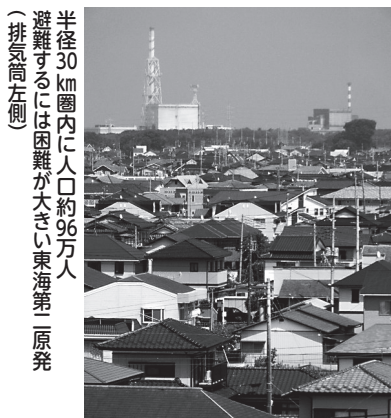
問 真に人間らしい居住空間となる避難所のあり方を追求する役割が村長にはある。県の広域避難計画を補充させつつ村の計画を練ることが重要。浜岡原発が立地する静岡県は、複合災害を想定し、第一次避難所が使えない時の二次避難所も県までだ

答 が示している。避難所の一人当たりのスペースは3㎡を有効面積の目安としており、また人道NGOが策定した

スファイア基準では3.5㎡としている。

静岡県の広域避難計画やスファイア基準を参考に、本村の避難計画案の実効性確保に努めてはどうか。

答 人道対応に関する国際基準とされるスファイア基準は、内閣府策定の「避難所運営ガイドライン」においてもその考え方が取り入れられており、また静岡県内の例も参考にしながら、状況に応じて本村の避難計画案に反映させていきたいと考える。



半径30km圏内に人口約96万人
避難するには困難が大きい東海第二原発
(排気筒左側)